主 文 本件抗告を棄却する。 理 中

本件抗告の理由は、別紙抗告理由書記載のとおりである。

ところで、本件記録によれば、本件手続の債務者たる抗告人は、昭和四二年五月 三〇日、通知書と題する書面を内容証明郵便にて有限会社大石商事に送付しており、右書面によれば、「当社(債務者たる抗告人)と浜名板紙株式会社との間に昭和四〇年八月二五日締結したる金員借用抵当権設定契約に基づく債権額金三〇万円也の抵当権は債権と共に昭和四一年八月六日浜名板紙株式会社より浜名紙業株式会社に譲渡され、昭和四一年八月九日静岡地方法務局浜名支局申請受付第二三三七七号により抵当権付債権譲渡の登記をなされたものを、浜名紙業株式会社より更に 古代明和四二年一月二〇日前記の抵当権付債権の譲渡を受けられた様ですが、此の件に付解決したいが為、貴殿が浜名紙業株式会社に有する債権の明細書を当方に回答願いたく通知する。」旨記載されているが認められる。

石事実に冒頭認定の事実を併せ考えると、債務者たる抗告人は、冒頭認定のとおり、本件債権ならびに抵当権の各譲渡がそれぞれなされたことを了知しており、この認識を右通知書において表示しているのであるか〈要旨〉ら、これをもつて抗告人は右各債権譲渡の承諾をなしたものと認めるのを相当とすべく、また右承諾の通は、〈/要旨〉浜名板紙株式会社から浜名紙業株式会社になされた債権譲渡の関係では、右両社以外の有限会社大石商事に対しなされているのであるが、すでに認定したとおり、本件では右浜名紙業株式会社から更に有限会社大石商事に前記のとおり、本件では右浜名紙業株式会社から更に有限会社大石商事に前記のとおり、本件では右浜名紙業株式会社から更に有限会社大石商事には、おいとおり、本件では右浜名紙業株式会社から更に有限会社大石商事には、おいとおり、本件では右浜名紙業株式会社がある場合によるのであるから、かかる場合には、右浜名紙業株式会社に対し債権譲渡の承諾をすることと実質的に異ならない同社の特として適法なものといわねばならない。

そうすると、浜名板紙株式会社と浜名紙業株式会社間の本件債権譲渡について も、有限会社大石商事はその債務者たる抗告人に対し対抗できるものといらべきで ある。

なお、記録を精査するも他に原決定を取り消さねばならないような違法の点も存しないから、本件抗告は失当として棄却すべきものである。 よつて、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 青木義人 裁判官 高津環 裁判官 弓削孟)